

事務連絡
令和3年4月2日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

東日本大震災により被害を受けられた方が作成する契約書等
に係る印紙税非課税措置について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」、「建設工事の請負に関する契約書」等について、印紙税を非課税とする措置が設けられているところですが、今般、「所得税法等の一部を改正する法律」が施行され、印紙税の非課税措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長された旨、別添のとおり国土交通省より周知依頼がありました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

（国税庁ホームページの別添リーフレット掲載URL）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/tokurei/zeikin.htm>

以上

【添付資料】

- ・国土交通省通知文
- ・東日本大震災により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について
- ・東日本大震災に関する税制上の追加措置について（印紙税関係）

（担当）事業部 犬飼

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp